

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン改訂案（第8版（案））への主な意見及びそれらに対する考え方（詳細）

番号	該当箇所 ※記載のページ数は、今回の意見募集の対象である「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン改訂案（第8版（案））新旧対照表」のものであります。	属性 （個人/ 法人・団体）	意見提出者	提出された主な意見 ※意見の一部を省略、修正して記載している場合があります。	意見に対する考え方	修正の有無	
1	ガイドライン全般	個人	個人	反対です。	反対の理由は明らかではありませんが、本改訂は、「ガイドライン遵守状況調査」及び「放送コンテンツ製作取引実態調査」（アンケート）の結果や、中小企業庁が実施する「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の結果等を踏まえ、令和5年12月から「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」において議論を実施してきたところであり、同検証・検討会議では、著作権の帰属及び適正な製作費の在り方を中心に、発注側と受注側の業界団体からヒアリングを実施するとともに、番組製作現場の就業環境の実態について共有した上で議論を行い、今回の改訂案を取りまとめたものです。	無	
2	ガイドライン全般	法人・団体	一般社団法人日本民間放送連盟	当連盟はこれまでも、放送コンテンツの適正な製作取引に関し、①放送事業者・番組製作会社の7団体で構成する「放送コンテンツ適正取引推進協議会」を通じた業界全体への周知・啓発活動や、②会員社に対する周知・啓発活動に取り組んでまいりましたが、今後もこれら自発的な取り組みを継続して実施していく所存です。また、今後の製作取引をめぐる状況の変化等に応じて、放送コンテンツ製作取引実態調査を含め、適宜、ガイドラインに関する見直しを行うことを要望します。	・ガイドライン改訂に関する賛同のご意見として承ります。 ・また、ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。	無	
3	ガイドライン全般	法人・団体	一般社団法人衛星放送協会	・本ガイドラインの第8版への改訂につき、賛成いたします。 ・なお、当協会はこれまで毎年ガイドラインの内容周知のための講演会を行ってきました。今回の改訂が実施された際には、これまでと同様に講演会を行ったり各種告知活動を積極的に進めたいと考えています。	ガイドライン改訂に関する賛同のご意見として承ります。	無	
4	ガイドライン全般	法人・団体	日本民間放送労働組合連合会	放送番組制作現場で働く立場から、民放労連ではこの「適正化ガイドライン」には注目してきた。今回の改訂案で、令和6年11月から施行される「フリーランス新法」に即して、現場で働くフリーランスへの対応に関して大幅な見直しが行われ、その処遇の改善をめざしていることは評価したい。また、「就業環境の整備」については、スタジオ美術の現場で働く労働者で構成する舞台美術労協と映演共闘、民放労連で共同して総務省コンテンツ振興課と行った懇談の席でも強調した、現場の長時間労働の原因となっている「急発注・短納期」の問題についてもガイドラインで言及していることは一定の前進と受け止めている。	ガイドライン改訂に関する賛同のご意見として承ります。	無	
5	ガイドライン全般	法人・団体	日本民間放送労働組合連合会	現場で働く人々の安全と健康を守るため、フリーランスを含めて一日の労働時間の上限、勤務終了から次の勤務までのインターバル規制、委託取引における最低報酬規制などについて、業界全体の横断的なルールの確立を促進するよう、ガイドラインに盛り込むことを求める。諸物価高騰から雇用労働者の最低賃金が大幅に増額されている現状において、取引価格の見直しは最重要課題である。フリーランスの最低報酬規制は本来、法規制による強化が望ましいが、本ガイドラインでの記載も求める。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 ・業界全体の横断的なルールづくりについては、その必要性も含めて、まずは当該業界内で自主的な検討が行われることが必要と考えます。 ・また、「賃上げ」と「構造的な価格転嫁」の実現については政府の重要な政策課題であることから、引き続きガイドラインの遵守状況調査等の取組を通じて、適正な取引価格の決定を促進してまいります。	無	
6	ガイドライン全般	法人・団体	日本民間放送労働組合連合会	フリーランスとの取引に関して「買いたたき」「報酬の減額」の問題については記載があるが、フリーランスにとって、「解雇」に等しい契約の一方的解除・終了宣告については言及がない。協議なしに一方的に契約解除することの禁止や、具体的理由の説明責任など、フリーランスとの契約解除をめぐる発注元企業の責務を明記すべきである。	・本ガイドラインは、主に下請法と独占禁止法を対象としていますが、放送コンテンツ製作取引は、下請法だけでなくフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用を受ける場合もあることから、同法の規定についても留意が必要である旨、改訂案において追記を行っているものです。 ・フリーランス・事業者間取引適正化等法における中途解除等の事前予告・理由開示義務などの労働法規的な規定については、各種広報関係資料が公開されておりますので、こちらも併せてご参照いただきたいと思います。 （参考）厚生労働省「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html</a>	無	
7	序章	(P.3) 1. ガイドライン策定・改訂の背景	個人	個人	1 2行目「とりまとめた」は「取りまとめた」のほうがよい。同3行目の例と同様に。	ご指摘を踏まえ、「とりまとめた」は「取りまとめた」に修正いたします。	有
-	第1章 書面の交付	-	-	-	-	-	

番号	該当箇所 ※記載のページ数は、今回の意見募集の対象である「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン改訂案（第8版（案））新旧対照表」のものです。	属性 （個人/ 法人・団体）	意見提出者	提出された主な意見 ※意見の一部を省略、修正して記載している場合があります。	意見に対する考え方	修正の有無
8	第2章 取引価格の決定 (P.14-17) 1. 基本的な考え方	法人・団体	日本放送協会	<p>・NHKにとりまして、番組制作会社は公共放送を共に支えるパートナーです。番組制作会社とNHKはお互いに切磋琢磨し、適切な競争関係を促進することで、制作能力の向上を図り、その成果を視聴者に還元していきたいと考えております。</p> <p>・今回のガイドライン改定案の「第2章 取引価格の決定」（P14～17）の価格転嫁に関わる記載について、NHKとしても重要な指摘と認識し、適切な対応をしていく必要があると考えております。</p> <p>・NHKでは、中小企業庁の「価格交渉促進月間」のフォローアップ調査なども踏まえ、「価格交渉」「価格転嫁」の促進について、昨秋以降、グループ全体として取り組んでまいりました。8月7日には、公開ホームページのNHKオンラインにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に対する取組方針を掲載しました。NHKおよびNHKグループでは、2023年11月29日に公表された公正取引委員会の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、発注者として適切な労務費の転嫁を着実に進め、「労務費の上昇分について取引価格への転嫁に対応する」、「価格の根拠として提示される公表資料を尊重する」、「受注者のみなさまとの取引価格の適正化を意識する」、「労務費の転嫁を求められた場合には協議に応じ、求められたことを理由に不利益な取り扱いはいはしない」という表明をしています。</p> <p>・NHKおよびNHKグループとして、今後も番組制作会社との適正な取引を促進し、番組制作会社の皆様とともに優良な放送コンテンツの制作を進めていきたいと考えております。</p>	ガイドライン改訂に関する賛同のご意見として承ります。	無
9	第2章 取引価格の決定 (P.15) 1. 基本的な考え方	個人	個人	<p>【意見】</p> <p>・各放送局で行われている内閣支持率の調査に関しまして、買いたたきが行われていないかご調査をお願いいたします。</p> <p>・例えば、アンケート対象人数から考えられる人件費より低い単価で、調査代金の額が定められていないか、ご検討をお願いいたします。</p> <p>・親会社以外から金品を受け取って、調査結果を改ざんしているかどうかにつきましても、ご調査をお願いいたします。</p> <p>【理由】</p> <p>・内閣支持率の報道は、国民の投票先を誘導している疑いがあるからです。</p> <p>・この他の理由として、各放送局の調査結果が似ております。我が国の全有権者数1億人から、1000人から2000人程度にアンケートを実施しております。統計学上、抽出によるばらつきが出るはずですが、調査結果に表れておりません。選挙結果を拝見しますと、地域により、支持政党が異なっております。</p> <p>※参考資料 総務省 選挙関連資料</p>	<p>・放送コンテンツ製作取引については、ガイドライン遵守状況調査等の取組を通じ、引き続き実態把握と取引適正化の推進に取り組んでまいります。</p> <p>・なお、放送の真実性・信頼性の確保については、各放送事業者が、その放送番組の制作・編集に当たり、自らの責任において、自主的・自律的に実施することが重要であると考えます。</p>	無
10	第3章 著作権の帰属 (P.27) 1. 著作権の帰属、窓口業務 (1) 基本的な考え方 ウ 発注・契約締結段階での著作権の取り扱いの明確化	法人・団体	一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟	<p>（著作権の帰属等整理表注釈（※1）について）</p> <p>契約形態の種別の④「完全製作委託型番組（番組全体）（民放）」の場合でも、制作協力前提の企画募集や契約が増えている。その際に、完全製作委託型番組で放送局に著作権を帰属させる際には、著作権譲渡の対価を設定すべきという本来の考え方を、注釈により明確に文章化されたことは評価すべき事項である。製作会社が放送局に著作権を譲渡する場合（著作権を部分的に譲渡する場合を含む。）には、放送局は十分に協議に応じ、適正な対価を決定することを要望する。</p>	ガイドライン改訂に関する賛同のご意見として承ります。	無
11	第3章 著作権の帰属 (P.27) 1. 著作権の帰属、窓口業務 (1) 基本的な考え方 ウ 発注・契約締結段階での著作権の取り扱いの明確化	法人・団体	一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟	<p>（著作権の帰属等整理表⑤「局製作番組（民放）」として分類された点について）</p> <p>・ATPは、製作取引の実態として、放送局と製作会社に「発意と責任があり」、「原始的な著作権の帰属」も双方にあると考えられる番組について分類を新たに定義すべきだと提案したものであるが、結果的に「局製作番組（民放）」と表記された点においては、大きな違和感があり、引き続き検討を要望したい。その理由として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.実態として「共同制作契約」として製作された番組が存在すること</li> <li>2.双方に「発意と責任」「原始的な著作権が帰属」が存在する番組が何故「局製作番組（民放）」と分類されるのか。</li> <li>3.「局製作番組（民放）」という分類は、概ねテレビ番組制作者の認識では著作権が放送局に帰属する番組と認識されているので、著作権を共有する番組をこの分類とすることは大きな乱が生まれる危惧がある。</li> </ol> <p>・以上の点から、ATPでは、⑤「局製作番組（民放）」の分類に対し、「共同制作番組」に改訂していただくことを引き続き要望する。</p>	<p>・本改訂案において、契約形態の種別⑤は、放送局が発注を行う点に着目して「局製作番組（民放）」と表記しているものであり、必ずしも「著作権が放送局に帰属する番組」のみを意図したものではありません。</p> <p>・ご指摘の点については、「共同制作番組」の定義について整理することが必要であり、いただいたご指摘の趣旨も含め、取引の実態を踏まえながら、改訂の可否について引き続き検討が必要と考えます。</p>	無
12	第3章 著作権の帰属 (P.27) 1. 著作権の帰属、窓口業務 (1) 基本的な考え方 ウ 発注・契約締結段階での著作権の取り扱いの明確化	法人・団体	一般社団法人日本民間放送連盟	<p>（著作権の帰属等整理表について）</p> <p>・契約形態の種別「局製作番組（民放）」に、⑤として、放送局と製作会社が著作権を共有する類型が新設されましたが、局製作番組という契約形態で一般的に想定されるのは、④の放送局に著作権が帰属するケースで、⑤に提示されたケースは、実際にはほとんど存在していないと認識しております。</p> <p>・仮に存在するとしても、29ページに掲載された「放送局が局製作番組の製作に当たって、著作権が自社に帰属する前提で、製作会社に対し企画を募集した場合であっても、発注者と受注者の間で、番組の製作における役割分担等を十分に協議し、その結果として著作権が製作会社に帰属すると認められる」ようなケースであると考えております。</p> <p>・したがって、⑤については、丁寧な説明が必要であり、例外的なケースであることを記載することが適切であると考えます。</p>	<p>・ご指摘の点は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>・⑤の類型はどのようなケースが該当するのかについては、改訂後のガイドラインの周知・啓発を行う中で丁寧に説明してまいります。</p>	無

番号	該当箇所 ※記載のページ数は、今回の意見募集の対象である「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン改訂案（第8版（案） 新旧対照表）」のものです。	属性 （個人/ 法人・団体）	意見提出者	提出された主な意見 ※意見の一部を省略、修正して記載している場合があります。	意見に対する考え方	修正の有無
13	第3章 著作権の帰属 (P.29) 1. 著作権の帰属、窓口業務 (1) 基本的な考え方 ウ 発注・契約締結段階での著作権の取り扱いの明確化	法人・団体	一般社団法人日本テレビ番組製作社連盟	(11行目「あわせて・・・」について) 従前より、窓口業務の取り扱いや二次利用の配分についても、十分な協議が行われる必要性は謳われていた。加えて今回新たに「著作権がどちらに帰属するかに関わらず、（中略）製作過程における製作会社の寄与の度合いに応じて二次利用の収益配分も行う」ことが盛り込まれたことは、より製作会社が前向きに協議の場に立つ契機となることが想定でき大いに評価している。	ガイドライン改訂に関する賛同のご意見として承ります。	無
-	第4章 取引内容の変更・やり直し	-	-	-	-	-
14	第5章 就業環境の整備	法人・団体	日本民間放送労働組合連合会	ハラスメント対策についてガイドラインに盛り込まれたことは評価できるが、とくにフリーランスや受注側企業の従業員などは、発注元の放送局・制作会社が設けている相談窓口を利用しにくいという声が多い。そもそも窓口の存在そのものが外部で働く人々の間で十分周知されておらず、被害を申告しても調査が行われないなど、企業が誠実な対応をしていないケースも報告されている。立場の弱いフリーランスを含む外部労働者へのハラスメントの対策をさらに徹底するよう、ガイドライン上でさらに強調するとともに、厚生労働省など関係省庁との連携の強化を求める。	・ガイドライン改訂に関する賛同のご意見として承ります。 ・後段のご指摘、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
-	第6章 その他	-	-	-	-	-
-	意見募集の対象部分の意見ではないが、製作取引に関する意見	-	-	-	-	-